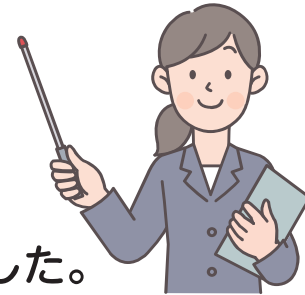


令和4年10月から

5人以上の従業員を雇用している

士業の個人事業所は

社会保険への加入が必要となりました。



年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年10月1日以降、税理士業に該当する個人事業所のうち、常時5人以上の従業員を雇用している事業所は、社会保険（健康保険および厚生年金保険）の強制適用事業所となります。

強制適用事業所になると、

- 対象となる従業員の方を社会保険の被保険者にする必要があります。
- 管轄の年金事務所に新規適用届・被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

### 引き続き税理士国保に加入するには??

従前より税理士国保に加入している方については、令和4年10月1日（法施行により適用事業所となる場合）から14日以内に管轄の年金事務所に「健康保険 被保険者適用除外承認申請書」を届出し、健康保険（協会けんぽ）の適用を除外することで、引き続き税理士国保に加入いただけます。

※令和4年10月1日以前に任意適用申請により適用事業所となっている事業所（厚生年金加入済の事業所）は、本改正に伴う手続き等は不要です。

※引き続き税理士国保の加入を継続する場合においても、厚生年金保険は強制加入となります。

※個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険（協会けんぽ）の被保険者になりません。

## Q & A

Q1

「常時5人以上の従業員」にはどのような従業員が含まれますか？

A1

正社員に加え、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上の従業員となります。

パート・アルバイトを含みます。

年齢は問いません。

家族専従者は除きます。



※日々雇い入れられる方などの「常時使用される」者でない場合は、含まれません。

詳しくは、日本年金機構HPをご参照ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html>)

Q2

健康保険および厚生年金保険の適用事業所となる際の手続きは??

A2

令和4年10月になりましたら、速やかに管轄の年金事務所へ新規適用届・被保険者資格取得届等の届出を行ってください。（原則5日以内）

「健康保険・厚生年金保険 新規適用届」

事業所の適用 届出

「厚生年金保険 被保険者資格取得届（様式22006）」

従業員の加入 届出



※申請書や添付書類は、日本年金機構HPをご参照ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/20211118.html>)

Q3

引き続き税理士国保に加入する際の手続きは??

A3

↑A2の新規適用届・被保険者資格取得届の他、「健康保険 被保険者適用除外承認申請書（様式9299）」の提出が必要になります。手順は次のとおりです。

- 1 「健康保険 被保険者適用除外承認申請書（様式9299）」に対象となる組合員と必要事項を記入し、税理士国保へ提出（10月1日に年金事務所へ提出できるよう9月中にご送付ください）
- 2 税理士国保にて記載事項を確認、証明印を押印のうえ事業所へ返却
- 3 事業所より管轄の年金事務所へ提出（原則14日以内）※同時に新規適用届・被保険者資格取得届を提出します。
- 4 後日、年金事務所より健康保険被保険者適用除外承認証が事業所へ送付
- 5 上記4の健康保険被保険者適用除外承認証を税理士国保にFAXまたは写しを郵送

※申請書は、↓日本年金機構HPまたは税理士国保組合HPよりダウンロードしてください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20140718.html>) ※最終面コピーも可



- 年金事務所には、令和4年10月1日以降お届けください（事前の届け出はできません）
- 「健康保険 被保険者適用除外承認申請書（様式9299）」については、令和4年10月1日に年金事務所へ提出できるよう事前に組合までご送付ください。順次返送いたします。

【税理士国保の事前受付開始日】 令和4年9月12日(月)

※9月最終週は大変混雑することが予想されます。お早めにお届けください。

! 「健康保険 被保険者適用除外承認申請書（様式9299）」の2ページ目が「厚生年金保険 被保険者資格取得届（様式22006）」となっています。2ページ目は、管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。

